

タイトル	極右政党としてのオーストリア自由党(2)：ハイダー指導下の台頭期を中心に
著者	東原，正明
引用	北海学園大学法学研究，41(3)：481-519
発行日	2005-12-31

極右政党としてのオーストリア自由党 (2)

——ハイダー指導下の台頭期を中心に——

東 原 正 明

目 次

はじめに——本論文のねらいと研究動向

第一章 極右政党の定義

第一節 極右主義の構成要素

第二節 ポピュリズム（以上第41巻第2号）

第二章 FPÖの綱領的性格

第一節 一九九七年以前のFPÖ綱領

1. ナシヨナリズムから標準化へ

2. 「ザルツブルク綱領」の実質的破棄

第二節 一九九七年「リンツ綱領」

1. 個人と社会

2. 民主主義体制

3. 国家（ナシヨナリズム、超国家主義）

(1) 国家観

(2) オーストリア愛国主義

(3) EU統合問題（以上本号）

第三章 FPÖの政党的特徴——ハイダーの役割を中心に

第一節 思想的特徴

1. ハイダーの連邦党総裁への道

2. 思想的特徴——ハイダーを中心に

第二節 政治活動スタイルとその組織的特色

1. 政治活動スタイル

2. 政治集団としてのFPÖ
3. FPÖの攻撃対象

第三節 台頭要因

第四章 一九九九年国民議会選挙

第一節 選挙戦

1. FPÖによって展開された選挙戦
2. 外国人敵対的内容をともなった選挙戦
3. SPÖの対応
4. 世論調査と連立の可能性
5. FPÖに対するÖVP党内の姿勢
6. 選挙戦におけるFPÖの政策的特徴

第二節 FPÖ勝利の要因

1. 選挙結果とFPÖへの票の移動
2. FPÖの支持層、投票動機
3. 各党の対応と連立政権の形成
4. 国際社会の反応
5. FPÖ勝利の要因——まとめとして

第五章 ÖVP/FPÖ連立政権

第一節 ÖVP/FPÖ連立——FPÖの役割

1. 選挙後のFPÖの政策的立場
2. ÖVP/FPÖ政権成立
3. 制裁

4. ÖVP/FPÖ政権の評価について

- (1) オーストリアの政治的・社会的枠組みの変化
- (2) ÖVP/FPÖ政権とナショナリズム

第二節 二〇〇二年国民議会選挙

1. 選挙戦

- (1) 政権崩壊とFPÖへの支持減少
- (2) ÖVP、SPÖの対応とFPÖ
- (3) FPÖの政策
- (4) 次期連立政権への模索

2. 選挙結果分析

- (1) 有権者の動向と投票動機
- (2) 選挙結果に対するFPÖの対応
- (3) FPÖ敗北の要因
- (4) まとめ

おわりに

資料1 図表

資料2 翻訳

「オーストリア自由党現行綱領 (Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs)」

「オーストリア未来同盟現行綱領 (Bündnispositionen)」

参考文献

第二章 F P Ö の綱領的性格

多党制を採用する民主主義国家においては、国家の構造と党綱領との間には基本的な関連がある。それは、政治的な立場の表明として党綱領を示すことによって、政党は自らが国家をいかに統治しようとしているかを提示しているからである。^①したがって、オーストリア自由党 (Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ)) の極右主義的態度を明らかにする上で、党綱領の分析を欠かすことはできない。FPÖ の活動にとっても党綱領は重要な位置を占めており、彼らは「その党綱領の思想的本質において、そしてナチの思考やナチのアジテーションと共通性が認められる政治的手法において、自らの極右主義的な政治目標を実現させ」ようとしていると判断できるのである。^②

FPÖ の歴代党綱領は、それぞれが制定された時期の党を取り巻く状況、それに対応した党の戦略に基づいてその内容が変化してきた。イェルク・ハイダー (Jörg Haider) が党首に就任するまでのFPÖにとって、綱領策定に際しての重要な要素は、党がオーストリア政党システムにおいて二大政党から排除されている状況の克服であった。その一方で、かつてのナチ党員の受け皿政党であった独立者同盟 (Verband der Unabhängigen (VdU)) を起源とするFPÖは、その綱領において戦後一貫して極右主義的内容を堅持してきた。この章ではFPÖの綱領的性格を、現行綱領である一九九七年リンツ綱領とそれ以前の党綱領に分けて分析し、綱領上の極右主義的傾向を明らかにしたい。

第一節 一九九七年以前のFPÖ綱領^③

一九九七年以前のFPÖは、そのイデオロギー的・綱領的特質から三つの段階に分けられる。第一期はFPÖが成

立した初期の段階である。第二期は連立政権への参加を目的とした「標準化」(Normalisierung)の段階である。そして第三期は、一九八五年に「ザルツブルク綱領」が制定されたが、翌年総裁となったハイダーの下で同綱領が実質的に意義を喪失した段階である。

一九世紀末以降、オーストリアには社会主義陣営、キリスト教保守陣営、そして歴史的にナショナリズムとリベリズムが結合したドイツ民族主義陣営の三つの政治的「陣営」が存在しているとされる。⁽⁴⁾これらの「陣営」は第二次世界大戦を経ても相対的に高い安定性と継続性を維持し、戦後、社会主義陣営はオーストリア社会党(Sozialistische Partei Österreichs (SPÖ))に、キリスト教保守陣営はオーストリア国民党(Österreichische Volkspartei (ÖVP))に結集した。両党は連立政権を樹立し、オーストリアの再建に共同で責任を担っていた。

一方、一九三〇年代にその大部分がナチ化していたドイツ民族主義陣営は、戦後の非ナチ化政策のために政党の結成を認められていなかった。彼ら第三陣営には、一九四九年に始めてFPÖの前身であるVdUが結成され、同党はかつてのナチ党員の受け皿としての役割を担った。FPÖによれば、VdUの設立は二大政党による「大連立政権下でのプロポルツの思想に対して、存在意義があり効果的な反対者の対置」が必要なためであり、VdUという名称は、「まさにこの時代において、政党支配から独立する必要性が強くなった」ために採用されたのであった。⁽⁵⁾FPÖにとってVdUは「法治国家性と真の議会制に基づき」、「プロポルツに反対する」唯一の「改革勢力」であった。⁽⁶⁾

しかし一九五四年に行われたウィーン、ニース、ローザンヌ、ジュネーヴ、ザルツブルク、フォアアルベルクの各州議会選挙での敗北を契機として、VdUの組織は大きく動揺した。一九五五年に同党からFPÖが発展的に成立し、翌年に結党大会が行われた。VdUからFPÖへの転換はかつてのナチ党員に指導された党内派閥の権力掌握とリベラル派の排除を意味し、FPÖは党路線としてはナショナルな方向づけを強調することになった。⁽⁷⁾

初期のFPOにおいては、その支持者は党のイデオロギーを通してドイツ国民性(Deutschum)を自覚することを自らに義務づけるとともに、自らを既成二大政党のプロポルツを廃止することを求めるオーストリアのアウトサイダーとして認識していた。この基本政策の二本柱のうち、プロポルツは現在でもFPOの厳しい批判の対象であるが、ドイツナショナリズムは第二期の連立政権への参加を目的とした「標準化」と既存政治システムへの受け入れの段階で和らげられた。さらにFPOの基本イデオロギーは、第三陣営に伝統的な二つの対立する世界観であるナショナリズムとリベラリズムで構成されていたため、党支持者層の統合には十分に作用していなかった。ナショナリズムの主張は、結党以来一貫して保持し続けていたが、リベラリズムを強調する傾向も党の戦術としては無視できないものであった。したがってFPOイデオロギーは党内では求心力ではなく、むしろ遠心力の効果を持っていたとさえ評しえる。

支持者の拡大や現存政治システムへの適応、他の政党と連立可能な政党になることは、FPOにとって政治的孤立状態から脱却するための重要な目標であり、党の政治イデオロギー確立やその変容と密接な関係にあった。一九五八年に連邦総裁に選出されたフリードリヒ・ペーター(Friedrich Peter)の下では、これら目標の達成を目指してリベラリズムに傾斜したイデオロギーの修正が行われたが、それは党内対立を促進させ、ナショナルな支持者層を遠ざけた。一九八〇年に連邦総裁となったノルベルト・シュテガー(Norbert Steger)もこの路線をさらに推し進め、綱領の改定によって政権担当能力を証明しようと試みたが、一九八三年国民議会選挙に至るまで十分な得票率を挙げることができなかった。それでも、同年にはSPÖとの連立によって政権政党化したが、一九八六年にハイダーが連邦総裁に就任した後、この連立は解消された。

その後FPOでは、ハイダーの下でポピュリズムに基づく政治手法の核心的な要素としてナショナリズムが再び強

調された。彼の下で行われたイデオロギー的方向転換は、党内的にはリベラルな伝統を持つ多くの支持者の離反と新党「リベラル・フォーラム (Liberales Forum (LIF))」結成をもたらし、他党との関係においてはFPOの政権参加の可能性を弱めた。しかしこのポピュリズムとナショナリズムの結合によって、FPOはそれまでになく多くの有権者の支持を獲得することに成功した。その際、ハイダーのカリスマ的性格や彼らFPOによって示された既成の政治・社会体制への抗議の姿勢は、彼と党が強く訴えたナショナリズムに基づく政策と密接に結びつき、現状に対する国民の不安と不満を煽るとともに、党の勢力拡大に大きな役割を果たした。

結党以来、FPO内ではナショナリズムとリベリズムの伝統は存続していたが、一九六〇年代以降のイデオロギーの変化は、党の国政レベルでの政権獲得への戦略と密接な関係にあったと考えられる。FPOはその時々、政治的利益を判断した上で、既成のオーストリア政治への適合あるいはそれへの抗議の姿勢を示してきたと見なすことができる。⁽⁸⁾

1. ナショナリズムから標準化へ

結党に際してのFPOの最初の綱領「ショートプログラム」は、かつてのナチ党支持者を自らへの投票者として獲得することを目指して起草された。⁽⁹⁾ この綱領は、一九五七年にクラゲンフルトで行われた第二回連邦党大会において決議された、「オーストリアにおける自由主義的政策の方針」⁽¹⁰⁾においてより詳しく解説と補足が加えられた。しかしリベラルな思想は、党の中心的なテーマであったナショナリズムへの「付け足し」としての位置づけしかなされておらず、FPOの最初の綱領は極めて保守的な構成要素から成立していたと判断される。⁽¹¹⁾

綱領ではまず、「我々は自由や、それとともに人類と諸民族の基本権を信奉する」と宣言された。その上で第二条で

は、「我々は社会的民族共同体を信奉し、階級や集団の利益に基づく思想と行動を克服する」と表明された。さらに第三条では、「我々はオーストリアの国家としての独立性を是認し、ドイツ民族・文化共同体を信奉する」との表現でドイツナショナリズムが明確に示された。そしてプロポルツに関しては、第四条において「我々は自由で、法の前に平等な男女からなる民主的な法治国家を信奉しており、そのために政党の退廃的なプロポルツ体制の排除を要求する」とされた。⁽¹²⁾

綱領の解説としての「自由主義的政策の方針」では、まず綱領に「オーストリア自由党の目的は、真の民族共同体に基づくナショナルな、自由主義的なそして社会的な政治である」との前文が付された。その上で解説部分では、反共主義的態度が明らかにされた。共産主義は「利己的な権力と支配権を暴力的に得ようとする」政治的態度であって、「人間と諸民族の自由に対する最大の危険」であると批判され、「ボルシェヴィズムの危険性」が指摘された。⁽¹³⁾

一方、社会的民族共同体との関連でF.P.Öは、「個人が自由を要求することは、その人間の共同体への義務が正当であると認められ、果たされる用意もできている限りにおいてのみ容認される」との見解を示した。⁽¹⁴⁾そして彼らは、ドイツナショナリズムに関して次のように主張した。「第二次世界大戦後のヨーロッパの政治状況は、一九一八年以降とは全く異なっている。この政治状況はオーストリアにおけるナショナルな政党に新たな課題を提示した。最も重要なこの課題は、オーストリアがドイツ国民性から離脱することを目指すすべての試みを防ぐことである。我々は、ドイツ系オーストリア人(deutscher Österreicher)の中に、この所属性から生じるすべての権利と義務を持つドイツ民族の一部であるという意識を注意深く維持しなければならない」と。⁽¹⁵⁾

このように最初のF.P.Ö綱領では、反共産主義やプロポルツへの抗議、ドイツナショナリズムが党の中心的な強調点であり、これらの内容からF.P.Öの、かつてのナチ党員の集合体としての役割が明確に示されていたと言えよう。

政権参加を目的とする「標準化」の段階へ向けた党の変化は、一九六四年の「ザルツブルク信仰告白」⁽¹⁷⁾を通じて党総裁ペーターの下で示され、一九六八年に新たに採択された「バート・イシュル綱領」⁽¹⁸⁾において推進されることになった。

「ザルツブルク信仰告白」は党綱領を補足する役割を担い、党内でのナショナルな主張とリベラルな主張の共存や政権担当能力の証明を目指した試みであった。この「告白」では、国内政治の問題としては一九六六年まで続いたÖVP/SPÖ大連立政権が批判対象の一つとされ、対外的にはヨーロッパ経済共同体 (Europäische Wirtschaftsgemeinschaft (EWG)) への参加が明確に要求されていた。⁽¹⁹⁾

「告白」は従来の党の主張を受け継ぎ、「共産主義は精神的に克服されなければならない」として反共主義を主張していた。⁽²⁰⁾ また、党の「政治的立場はオーストリア共和国やドイツ民族共同体・文化共同体、ヨーロッパの諸民族と諸国家の提携に対していづれをも信奉することを通じて決定される」として、諸国協力の主張と併存させつつもドイツナショナリズムの要素が堅持されていた。⁽²¹⁾

その一方で彼らは、戦後オーストリアの民主主義や政党政治に関して次のような認識を示し、大連立政権の継続を強く批判していた。

「選挙は、これまでオーストリアでは単に、対立する立場にある二つの政党によって構成される常に同じ連立政権内部でのわずかな勢力の移動に関する決定を行ってきたにすぎない。オーストリア自由党の役割は、連立協定とプロポルツを通じて形成された二つの大きな集団に対する野党として、合法的なチェック機関であることに限定されている。開かれた批判は、他の民主主義諸国と比較して著しく妨げられている。同様のことは我が国における国民教育にもあてはまる。成熟した民主主義諸国においては、オーストリアは硬直し、そのために機能不全に陥った民主主義国家の

代表例とされている。あらゆる議会制民主主義国家において最も当然のことである、議会内多数派が選挙の際に入れ替わり、政権交代が起こる可能性は、我々の場合には一種の国家の崩壊と見なされる。民主主義国家において可能な与野党の交代は、オーストリアではまさに内戦と言えるほどのものである。あらゆる真の民主主義国家において自明のことは、我々の場合には異常であり、危険なことと見なされる。しかし、異常であり、危険なことこそが通常のことなのである⁽²²⁾と。

したがってFPÖは、オーストリアで「民主主義が機能し、現実性を持つ道を開く」ことを目指し、自らを「ナショナルで自由主義的な中道の党であり、社会の平準化を図る政党である」と位置づけた。彼らは、「その結党以来、もしFPÖが決定に参加することによって本質的に自由主義的な目標の実現が確保されるならば、共同責任を負う用意がある」として、自らが政権参加の可能性を有した政党であることと訴えた⁽²³⁾。

しかし、この「ザルツブルク信仰告白」に続く「バート・イシュル綱領」の採択後も、FPÖを取り巻く状況が変化することはなかった。例えばこの綱領は、FPÖが「民主主義共和国であるオーストリアを信奉している」あるいは「民主主義共和国としての国家形態を信奉している」ことを前提として、「オーストリア連邦憲法の改定を通じて自由主義的な法治国家の基盤を改善し、人権をさらに強化する」ことをも要求していた。またFPÖは、この「自由主義的な法治国家」との関連で、諸会議所や労働組合が二大政党と密接に結びつき、経営者や組織労働者の「利益配分」機関となっている状況を批判して、「我々はあらゆる身分制国家システムを克服し、諸会議所と利益団体の業務内容と法律上の地位を新たに秩序づけることを求め」るとしたのであった⁽²⁴⁾。

さらに、ヨーロッパ政策においては、「オーストリアのEWGや他のヨーロッパの共同体への参加」を要求し、綱領の冒頭では「我々はヨーロッパ連邦国家を希望する」と述べるとともに、自らのヨーロッパ政策の目的も「諸民族が

その特性を保持した上でのヨーロッパ連邦国家の創設」であるとした。しかし、同時にF.P.Öは、この綱領においても自らが「ドイツ民族・文化共同体を信奉している」ことを明確にしており、彼らのヨーロッパ政策とドイツナショナリズムに基づく主張は、十分な説明のないままに共存していた。⁽²⁵⁾

このように「バート・イシュル綱領」には、ナショナリズムとリベリズムが共存し、ナショナリズムの主張は相対的に弱められていた。しかしF.P.Öは、例えば家族について独自の認識を示し、「家族は社会的に安全が確保された状況において、そして効果的な法の保護の下でのみ、共同体の基本的要素としてその文化的、生物学的使命を果たしうる」と述べていた。そして「民族の健康状態の維持は国家の優先的な使命である」とし、それは「特に、現代の遺伝学の認識に基づき、他の民主主義国家に倣った優生保護を通じてもたらされる」と主張していた。⁽²⁶⁾ さらに綱領を締めくくる最後の文章では、F.P.Öは自らの目的を「真の民族共同体に基づくナショナルな、自由主義的な、社会的なそしてヨーロッパ的な政策である」とし、明らかに民族共同体の確立を不可欠な要素として要求していた。⁽²⁷⁾ したがってこの綱領においても、F.P.Öの極右思想は明確に述べられていたと言えよう。⁽²⁸⁾

そして「ザルツブルク信仰告白」と「バート・イシュル綱領」を基盤として、F.P.Öは一九七三年に新たに、「社会構造的政策 (Gesellschaftspolitik) の自由主義的宣言」⁽²⁹⁾ を決議した。この「宣言」は党の規約上は公式の党綱領ではなかったが、実質的な基本綱領として党员層に受け入れられた。「宣言」は「バート・イシュル綱領」と比較して明らかに党内で重視されるようになり、一方綱領は党の基本政策における比重を低下させたのであった。⁽³⁰⁾ そして「宣言」を通じてF.P.Öは、自らをナショナルな性格とともにリベラルな性格をも有した政党であると評価するようになった。⁽³¹⁾ この「宣言」を決議したことによってF.P.Öは、内容豊かで、幅広い党内議論から生じた綱領を持つことになった。「宣言」の社会観は人間の「多様性」を極めて重視し、「社会の原動力」としての「行動―要素」の社会的役割を強

調していた。FPÖによれば、「行動―要素」の本質は「生命力、人生に立ち向かう勇氣、自信、創作意欲や知識欲、変化を求める勇氣、より高い地位を求める努力」といった個人の内的動機に基づいていた。⁽³²⁾「宣言」においてFPÖは、個人が業績を上げることが志向する社会を無制限に尊重しており、「行動―要素」観念は個人の自由を求める努力と業績をあげようとする意志によって特徴づけられた。彼らにとって業績とは主として経済的成功を意味しており、個々の業績が十分に評価される社会を目指していたのであった。⁽³³⁾

したがって「宣言」は、平等主義を「自由を脅かす」もの、あるいは「自由の敵」と見なし⁽³⁴⁾、「上昇こそが目的である」、「我々は、自由な社会とは上昇の社会であると理解している」⁽³⁵⁾として政党への所属ではなく業績によって個人の地位が決定される「上昇社会」の拡大を支持していた。例えば「宣言」は、この「上昇社会」では「個人的な業績力と業績に対する積極性に応じて、老齡期における生活のための自発的な備え (die freiwillige Selbstvorsorge) が可能になり、促進され」なければならないことを挙げ、自己防衛を社会政策 (Sozialpolitik) の目標に据えていた。そのためこうした観念の下では、国家による社会保険は補完的役割を果たすのみであった。

このように「宣言」は自己防衛を強調し、自由と安全の対立を認めつつも前者を優先させていた。しかしそこでは、無制限な個人主義ではなく有機的 (organisch) な社会観が貫かれていた。FPÖにとって、「個人の集合体」から社会が成り立つという「機械的 (mechanistisch) な社会観」は「あまりに抽象的で実際の関係をわい曲している」と見なされ、家族から民族までの有機的で自然な共同体への人間の所属が強調されていた。「宣言」によれば、「自然な血統は民族形成にとって本質的意味を持つ個人間のつながりを作り出す」のであり、「家族と民族は有機的に生成した実態」であった。⁽³⁷⁾

こうして「宣言」はナショナリズムに基づく主張を明らかに維持していたが、それでもなおFPÖは、この「宣言」

を通じて自らの政権担当能力とそのイデオロギー上のリベラル性を立証しようとした。そしてこの「宣言」をもたらす結果となった綱領的發展によって、国内的には既成の政治システムに受け入れられる可能性を高めることになった。しかし国際的には、リベラルな政党の国際組織である自由主義インターへの参加は、ナチ武装親衛隊の将校であった党首ペーターの下では不可能であった。FPÖの自由主義インター加盟は、保守的な傾向を持った党首アレクサンダー・ゲーシ (Alexander Götz) の下で一九八〇年に達成されたのであった。⁽³⁸⁾ さらに一九八三年のSPÖとの小連立政権樹立を背景として、FPÖは一九八五年に「ザルツブルク綱領」を採択した。

この「ザルツブルク綱領」制定によって、FPÖの綱領は画期的な發展を遂げるに至った。⁽³⁹⁾ この綱領での党の原理は、第一部において「自由」、「人間の尊厳」、「民族と故郷」、「ヨーロッパ」、「文化」、「社会的社会 (Soziale Gesellschaft)」、「業績」などの項目で説明されていた。社会構造的な政策については、「宣言」と同様に「ザルツブルク綱領」も「平等主義は自由の敵である」と主張し、「業績、目標に向けた努力あるいは正しい決定に基づく差異は事後的に均等化されてはならない」として「行動—要素」観念を示した「宣言」に従っていた。ただし、業績原理に支配された経済政策の部分においては社会的市場経済が要求され、経済的弱者や環境のための国家の干渉が主張された。⁽⁴¹⁾ さらに「ザルツブルク綱領」は、行政権に対するより大きな統制、直接民主主義の拡大、市民への「干渉」や大政党とその利益団体による大衆生活支配の撤廃を要求していた。

綱領では、まず第一に「自由は我々にとって最高の価値である。我々は自己決定、独立そして自己責任に基づく自由のある生活を望む」として市民の自由が強調されていた。そして綱領は「自由に敵対的な監視システム」を拒否し、「不正や暴力から個人を保護すること」を「国家の本質的課題」としていた。⁽⁴²⁾

また「ザルツブルク綱領」においては、オーストリアの安全保障のためには世界レベルの平和政策への参加が必要

であるとされてた。⁽⁴³⁾ 綱領は「政治的、経済的に存在を確保するための基礎として、世界における平和確保へ向けたヨーロッパ独自の効果的な貢献のための前提条件としてヨーロッパの結合」を要求し、⁽⁴⁴⁾ 経済上、安全保障上の理由からヨーロッパ統合を支持していた。⁽⁴⁵⁾ FPÖは、中立政策とEC加盟が矛盾しないとの立場から「ヨーロッパ統合過程に対する我が国のできる限りの参加を目指した努力の中では、我々は、当然ながら中立政策維持という条件下でのオーストリアのEC加盟も可能であり必要不可欠であると判断している」との認識を示し、⁽⁴⁶⁾ オーストリアが中立を維持した上で統合されたヨーロッパへ参加することを求めている。⁽⁴⁷⁾

その一方でこの「ザルツブルク綱領」においても、FPÖのドイツナショナリズムに対する忠誠心は維持されていた。綱領は「オーストリア国民の圧倒的多数はドイツ民族と文化共同体に所属している」と主張し、⁽⁴⁸⁾ FPÖの伝統的なイデオロギー要素は保持されていた。⁽⁴⁹⁾ それでもなお綱領では、この「ドイツ民族・文化共同体」への理解は、「ドイツ民族・文化圏に埋め込まれたオーストリア」が将来独自に発展していくことへと置き換えられ、⁽⁵⁰⁾ 寛容と男女平等などが述べられていた。

このように「ザルツブルク綱領」は、個人主義的原理と組織的原理の反平等主義的ないしエリート主義的混合に基づいて成り立っていた。この綱領は、当時の段階ではFPÖの歴史上、党の政策や主張が最も詳しく述べられたものであり、そこにはリベラルとナショナルの伝統が共存していたものの、党が明確に信仰告白していたリベリズムを優位とする綱領であった。

2. 「ザルツブルク綱領」の実質的破棄

「ザルツブルク綱領」は、連立政権入りを背景にFPÖのリベラルな性格を証明しようとする綱領であったが、その

採択の翌年（一九八六年）、ハイダーのクーデターのとも言える手法による党内権力の掌握によって、党内リベラル派はあつけなく排除されるに至った。そしてF P Öは、ハイダーを総裁としてポピュリズムに依拠したナショナリズム政党へと路線転換を行うことになった。

ハイダーの総裁選出以降、F P Öは彼を中心とした指導部による既成政治へのポピュリスト的抗議の段階に移行した。この段階においても「ザルツブルク綱領」は形式的に維持されたが、同綱領はF P Öの攻撃的なレトリックのために事実上その意義を喪失した。そして一九九四年には「オーストリアの政治刷新のための自由主義的テーゼ」が採択され、綱領の新たな発展が図られた。⁽⁵⁾

この「テーゼ」によれば、F P Öは「既成の権力状況に順応することのない」、「オーストリアで唯一の社会変革勢力」であった。「テーゼ」において同党は、「体制転換の戦略」を用いて「市民を政党から解放することによって基本権と自由権のリベラルな観念を完成させる」ことを目的としていた。その最終的要求は「既成政党」、「プロポルツ政党」による支配体制である政党国家の抑制であり、F P Öは社会の隅々まで既成二大政党の影響が行き渡っている状況を強く批判していた。彼らは、「既成政党であるS P ÖとÖ V Pの支配領域は、学校から高齢者まで、そしてスポーツクラブや自動車クラブへとオーストリアの隅々にまで広がり、特に働く場と住居の確保に関しては、人々は両党への依存を深めている。そうした両党の支配体制は、公正な体制と置き換えられなければならない」とし、さらにS P ÖとÖ V Pは「その支配領域を維持するために大連立の権力カルテルへ逃げ込んでいる」と主張した。その一方でF P Öは、自らを「大きな公民権運動」と規定し、既成政党の影響力を抑えるために直接民主主義制度の強化を要求した。

それとともに、この「テーゼ」においてF P Öは、ナショナリズムに関して後のリンツ綱領に結びつく主張を展開

していた。彼らは、「オーストリアにおける文化的アイデンティティや社会的平和の保全には移民受け入れ停止が必要である」と主張した。そのためFPÖは「オーストリア人のオーストリアのため」の政策を必要としており、「オーストリアは移民受入国ではない」と強調した。さらに「テーゼ」によれば、彼らにとって「文化的アイデンティティやその発展可能性を保護し、その促進を図ることは、全体として我々の故郷オーストリアの保全と不可分」であった。しかしFPÖは、オーストリアへ移民してきた民族的少数派に対してはそのような保護を認めていなかった。なぜならそれもまた、「オーストリアが移民受入国ではない」からであった。他方FPÖは、かつてのオーストリア領土に居住する、ドイツ語を母語とする人々に対しては、当該国が「オーストリアによって提供されるのと同様の民族的保護」を与えるよう求め、南チロルの問題を民族自決権の行使によって解決するよう主張したのであった。

また、彼らは「諸民族の自由を通じてのヨーロッパ統一」を求めたが、それは「全ヨーロッパ的な国家連合における主権国家オーストリアの存続」を前提としていた。そしてこの「全ヨーロッパ的な国家連合」は、諸民族に「自決権や故郷への権利に応じて自己形成の自由やアイデンティティ確立をゆだねる」存在であり、現行リンツ綱領に示されたようなEU統合強化に反対する意思は、すでに「テーゼ」の中で明白であった。

その一方でこの「テーゼ」では、社会政策に対しては「自助への援助」にとどまる消極的な解釈がなされ、「自己責任」が強調されるとともに、社会保険業界や教育の分野では業績やコストが強調された。したがって「テーゼ」では、依然として業績を重視する「行動―要素」観念は中心的な位置を占めており、FPÖにとって社会的公正とは所得の再分配を意味するのではなく、多くの業績をあげた者が多くの賃金を得るといった形の「正当化された不平等の是認」なのであった。

連邦レベルでの政権政党となることを目指してリベラルな主張を行ってきたFPÖは、この「テーゼ」でも明らか

にされたようにハイダーが総裁となつて以降、一転してポピュリスト的手法によつてナショナリズムをより一層強調することになった。その変化は、移民の問題（「オーストリアをオーストリア人に」、「移民ストップ」）、外国人の存在と関連づけられた犯罪（「治安維持機関強化」、「外国人犯罪者の追放」、少数派の権利の三つのテーマにおいて明らかであった。「ザルツブルク綱領」に見られた「民族的少数派」の尊重とそれへの寛容の態度は、これらの主張によつて大きく変化した。FPÖは移民に対する厳しい政策を求め、オーストリア国民と少数派は民族多元主義的に区別されることになった。また、オーストリア人がドイツ民族に帰属しているというドイツナショナリズムは、「オーストリアを第一に」と主張するオーストリア・ナショナリズムへと置き換えられ、ドイツ民族と文化共同体への新たな立場が表明されるに至った。

一九九三年にFPÖは、「オーストリアを第一に」と主張する「外国人制限国民請願」を提起した。「オーストリアを第一に」の12の要求」と記された文書では、FPÖはまず第一に、オーストリアが移民受入国ではないことを憲法によつて規定するよう求めた。⁽⁵²⁾その上で、非合法に滞在する外国人の問題が十分に解決されるまでの移民受け入れ中止が主張された。この国民請願のねらいは法律の改定ではなく、選挙戦への有権者の動員と国民の外国人敵対性を煽り立てることであつた。この要求によつてFPÖは、失業と住宅難の原因を外国人に求め、彼らを不法労働者、犯罪者、社会への寄生者として中傷するとともにその追放を主張した。そして外国人が多い学校の状況を訴えて、親に不安感を植え付けようとしたのであつた。

しかし、一〇〇万人の署名獲得を目指した「外国人制限国民請願」に署名した有権者は四一六五三一人にとどまり、全有権者における署名した人の割合は七・三五%であつた。⁽⁵³⁾さらにFPÖ内部でのオーストリアのEU加盟に関わる議論とも関連してLIFが分裂し、FPÖは自由主義インターから除名された。

この国民請願は直接的には失敗であったかに見えたが、間接的には十分な成果を挙げた。すなわち、一九九四年国民議会選挙ではFPÖは二二・五％を得票し、前回の国民議会選挙よりも得票率を約六％増加させた。FPÖは「外国人制限国民請願」を通じて、国内に滞在する外国人に対する漠然とした不安を煽って国民の情緒化を促進し、既成二大政党の得票率低下を伴う政治の分極化を進行させることによって、国内政治的な変動を促す成果を挙げたと評しえよう。⁽⁵⁴⁾

そしてFPÖは、この「外国人制限国民請願」における主張をさらに強化し、綱領的文書「オーストリアを第一に」を提起した。⁽⁵⁵⁾その主張は以下の五点であった。まず第一に、この文書でFPÖは、オーストリアに違法に滞在する外国人と国内で発生する犯罪を直接的に結びつけた。彼らによれば、不法滞在外国人は「違法に居住し、違法に金を稼いでいる」ため、そうした外国人が「犯罪へと滑り落ちるのは必至」なのであった。FPÖはユーゴスラヴィア人(当時)やトルコ人をはじめとする外国人の犯罪が増加していると嘆くとともに、犯人不明の犯罪の責任が常にオーストリア人に「なすりつけられている」、「麻薬取引が「輸入」されている」、「万引き指導書さえもオーストリア入国の国境駅にさしかかる前に様々な言語で配付されている」と憤りを表した。したがってFPÖによれば、「不法にオーストリアへ入国している者たちすべてが体系的に探し出され、ただちに国外退去させられなければならない」のであり、そのためには国境警備も強化されなければならないのであった。

第二に、この文書においてFPÖは、通常の選挙での外国人参政権を認めないよう主張した。彼らは選挙権行使の主体を「この社会とこの国家にアイデンティティを持ち、選挙結果を無期限に支える用意のある者」であるとし、そのため有権者にはオーストリア国籍が前提とされた。それは、「国民のみが、その投票によってオーストリア共和国の運命を積極的に共同で形成すること、ないしは選出された議員として同胞のために活動することができる」からであっ

た。またF P Öは、オーストリアがE Uに加盟することによって同国に居住するE U市民に地方参政権が与えられることについても問題視した。彼らは、そうした事態になった場合には「他の外国人にも選挙権が認められる危険がある」との認識を示した。

その関連でF P Öは、オーストリアへ移住する外国人にドイツ語の習得を求めるとともに、「『多文化社会』を隠れ蓑にして」外国人の受け入れを進める諸政党はオーストリア社会に害を与える存在である」と主張した。ただし彼らは、オーストリアと「近似する文化領域に存在するかつてのハプスブルク帝国市民」に対しては、「単に統合させるのではなく、同化させる」ことが必要であるとした。

第三に、この文書でF P Öはオーストリア人失業者の救済と外国人の定住回避を結びつけた。同党は国内の失業問題を移民受け入れ政策と関連づけ、「二万人のオーストリア人が現在求職している。それにも関わらずブラニツキーとレシュナツクは一九九四年にさらに三万三六〇〇人の移民受け入れに同意している」と訴えた。⁽⁵⁶⁾そして、ボスニア難民に対して「一万五〇〇〇の新たな雇用の場と一万の新たな住居が創出されている」と政府の対応を批判した。

F P Öは、移民受け入れの即時停止のみが失業者の救済に効果的であると断定し、「さらなる移民受け入れの代わりに効果的な『季節労働者モデル』の導入」を主張した。このモデルでは、外国人は決められた部門で必要に応じて就労し、決められた期間の就労許可を得ることになり、労働者家族のオーストリアへの移住や社会保障申請は許されないとされた。こうしたモデルの提示を通じて、F P Öはオーストリアの失業者数とオーストリアに居住する外国人数の相殺を試みたのであった。

第四に、F P Öは移民受け入れ政策がオーストリアの社会保障システムを圧迫していると主張した。まず彼らはこの文書において、「オーストリアの社会保障システムは多くのオーストリア人と外国人によって乱用されている」と指

摘した。それは、経済成長期には同国の社会保障が厳格には適用されていなかったという認識を出発点としていた。しかし、もはやそうした右肩上がりの経済成長期ではない現在では、「外国人のオーストリアへの移住によって生じる、社会的予算に関わるすべてのコストに注意が払われなければならない」とされた。そしてそのコストには、「難民の保護やそれにもなう住居や教育などのインフラ整備のコスト、制御されない移民受け入れによって生じた犯罪の克服のためのコストが含まれる」と主張した。

そして第五に、FPÖは移民受け入れの進展が学校教育の状況に悪影響を与えているとの見解を表明した。彼らはウィーンの国民学校 (Volksschule) や基幹学校 (Hauptschule) における外国人受け入れの状況について、「外国人の割合が平均以上に高い」と指摘した。そのためFPÖは、ドイツ語を母語としない生徒へのドイツ語教育やオーストリアに関する郷土についての知識を深める授業を行うとともに、一クラスあたりの外国人割合を三〇%以下とすることを求めた。

こうしてこの文書「オーストリアを第一に」は、「外国人制限国民請願」におけるFPÖの主張を具体的に述べたものであった。この文書においてFPÖは、オーストリア社会の抱える様々な問題の責任を、同国への移住者や不法滞在外国人に課する主張を展開したのであった。彼らは、移民受け入れの停止や外国人に対する規制を強化することによって、オーストリア国民のナショナリズムを煽り、国民が抱く社会に対する不満を自らへの支持へと転換しようとした。

また、ヨーロッパ統合に関する政策においてもFPÖは態度を明確に転換した。かつて、一九五九年にFPÖは、国民議会で連邦政府に対してEWGへのオーストリアの加盟を要求していた。この「ヨーロッパの党」としてのFPÖの自己評価は、ハイダーによる党内権力掌握後の一九八九年に国民議会において決議されたEC加盟動議における

まで変化はなかった。EC加盟に関してFPÖが批判的立場をとったのは、一九九一年にハイダーがECの中央集権主義と官僚を強く批判して以降であった。しかし党内のEC加盟賛成派にとっては、ECに反対する党指導部の態度は「不可解」であり、「無責任な、政治的に利口ではない」やり方であった。激しい党内議論を経て、一九九三年にはハイデ・シュミット以下リベラル派の五人の議員がFPÖを離党し、LIFが結成された。しかしこのシュミットらの離党後もEU加盟賛成派の多くは党内に残存し、党内分裂の最終的克服にはならなかった。結果的に、一九九四年にFPÖは国民議会におけるEU加盟反対投票を行うことを圧倒的多数（八五・五％）の賛成で決議し、ハイダーのEU加盟反対路線は公式に確認された。⁵⁷

こうしてFPÖは、連邦総裁ハイダーの下で急速にナショナリズムの傾向を強めていった。その一方で、とりわけ一九七三年の「社会構造的政策的自由主義的宣言」以降党内で主導的役割を果たしてきたリベラルな勢力は、FPÖ内部で周辺化ないし排除され、最終的には党を去ることになった。そしてFPÖのこうした路線変更の過程で、党内に担い手を失った「ザルツブルク綱領」は有名無実化した。FPÖはそのナショナリズムを強調する立場に適合した、新たな綱領を必要とすることになったのである。次節では、FPÖの一九八六年以降の変化に対応して制定された「リッツ綱領」について検討する。

第二節 一九九七年「リッツ綱領」

FPÖの現行の党綱領は、一九九七年一〇月、リッツにおける臨時党大会で採択された。それは一七の章によって構成され、各章は何条かに分けられた上でその条文について簡潔な説明がなされている。⁵⁸一九八六年のハイダーによ

る党内権力掌握以降、彼を中心とするナショナルな勢力は新たな党指導路線を展開してきた。そのため、リベラルな勢力の影響を受けた「ザルツブルク綱領」は大きく修正されることになった。この「リンツ綱領」には、一九八六年にFPÖ総裁となったハイダーの影響が強く現れている。FPÖの国民議会議員であり議会会派であるクラブ総裁代行であったエーヴァルト・シュタットラー(Ewald Stadler)によれば、ハイダーの党総裁選出後の一〇年間でFPÖは「内容的、綱領的に新たな位置決定を行った」のであった。シュタットラーは、特に中立政策やEU統合、教会との関係、そして安全保障政策において「ザルツブルク綱領」と現実政治は大きく乖離していたと指摘した。したがって彼によれば、「綱領的にも次の段階、すなわち政権参加を準備する段階に備えることが必要」なのであった。⁽⁵⁹⁾

この「リンツ綱領」には、FPÖのナショナリズムの主張が極めて明確に現れている。綱領では、個人は共同体と密接に結びつけられ、様々な領域におけるオーストリア国家の防衛が重要な課題として要求されている。その一方で、一九八六年以降のFPÖの勢力拡張に欠かすことのできなかった、オーストリア国民の「現状への不満」を同党への支持拡大のために動員することを目的とした主張も列挙されている。ここでは、この一九九七年綱領の性格を三つの視点から分析したい。それはまず第一に、「個人と社会」に関するFPÖの主張である。第二に、「民主主義体制」へのFPÖの態度である。そして第三に、「国家(ナショナリズム、超国家組織)」に対する立場である。

1. 個人と社会

「リンツ綱領」においてFPÖは、まず第一に「自由は人間の最高の財産である」と規定している(第一章第一条)。彼らにとつて、その「自由は最高の財産としてあらゆる個人と、家族から民族(Volk)までのあらゆる自然な共同体に当然与えられるべきものである。そして、「個人は常に独立した自由権の担い手である共同体の中に存在し」、「家

族と民族は、政治において考慮されなければならない有機的で自然のままの実態」(同第二条(4))でなければならないとされる。

また、第一二章においては「家族は社会の核である」とされ、男女の生活共同体が子供を通して家族になるのであって、父子家庭や母子家庭も家族と見なされている。しかしながらこの子供の存在を通じた家族観によって、同性愛のカップルは家族とは見なされていない。

さらに「リンツ綱領」は、女性の抱える問題として男女間の経済的格差の是正を求めている。綱領によれば、「公正さの原則に従って査定された業績の代償として、男性と同様に働いた女性には男性と同じ賃金が予定され」(第一〇章第一条(1))なければならない。「機会の平等は、職業生活において女性が同じ資格を持っている場合の同じ格付けと上昇の可能性や、男女が同等の価値の労働を行う場合の賃金格差の除去を意味する」(第一章第一条(1))ものでなければならないとされる。FPÖは一九九六年に意図的に女性を議員や幹部に任命し、その後この綱領を採択した。綱領におけるFPÖの「男女平等」の主張は、倫理的理由というよりは女性票獲得という選挙戦術的考慮のよるものであった。⁽⁶⁰⁾むしろFPÖにとって、民族共同体における女性の役割は、まず第一に家族における母でなければならなかった。⁽⁶¹⁾それに関連して、一九九九年のインタビューでハイダーは、男女の労働の違いについての質問に以下のように答えていた。

「それは本質的に異なります。女性は引き受けた課題の追求を後々まで継続します。男性は短期間の成果を目指して努力する傾向があり、すぐに成功しないならば彼らはそれをそのままやめます。女性は成果を永続的に保持しようとしています。それはおそらく女性の母親としての役割とも関わりがあり、彼女たちは結果を方向づけて思考します。⁽⁶²⁾」

このように「リンツ綱領」、そしてFPÖは共同体の役割、その基礎としての家族の役割を極めて重視している。個

人は家族と結びつけられ、そしてその結びつきは「有機的で自然な共同体」である民族共同体にまで高められている。その際、綱領は同性愛を「自然」なものとはとらえず、子孫を残さない反共同体的な行為として拒否するのであった。その一方で女性、子孫を残し共同体を維持するために必要な「母親」としての役割を義務づけられている。

こうした社会的民族共同体 (die soziale Volksgemeinschaft) は、ファシズムの国家理論の本質的要素である。ここでは階級的、集团的、身分的利益は指導者の定める公益の下位に置かれ、国家秩序は民族共同体下の「自然なヒエラルヒー」に基づいて構築されている。この社会観においては、個人や労働者、集団の利益を代表することは国家的犯罪であって、全体のためにすべてが歯車として機能しなければならなかった。そして、そのため民主主義体制下とは異なり、民族共同体における利害対立は指導者によって権威主義的に決着が着けられなければならないとされた。⁽⁶³⁾

ハイダーを権威主義的指導者とするFPÖにとってもまた、民族共同体における彼の役割は重要である。この男性優位の綱領によってFPÖは、一方で男性中心の、他方では個人を共同体の下位に置いた民族共同体の価値を第一義的に考える社会を目指していると言えよう。その際に、こうした社会の指導者としてハイダーがイメージされていることは想像に難くない。

2. 民主主義体制

極右主義者は、オーストリアの民主主義体制とその装置を「非民主的」として批判し、「真の」民主主義者、あるいは民族の希望を知っているエリートとして登場する。ハイダーとFPÖは、その中心的な敵としてSPÖとÖVPという「既成政党」を挙げ、さらには議会制度、利益代表といったオーストリアの民主主義体制への誹謗中傷を行っている。そして政治的スキャンダルや既存体制の弊害はその中傷のための道具として利用されている。その一方でハイ

ダーとFPÖは、自らを民族の権利を代表する唯一の勢力であるとし、現存オーストリア政治システムに民主性を認めていない。自らにとって望ましくない政策決定過程や選挙の結果については、ハイダーは陰謀理論を唱えたり、「独裁」などの表現を用いてオーストリア国家が非民主的性格を有していると主張したりすることによって説明した。その際彼は、「市民にとって絶えず拡大する、公表される見解と世論の間の溝」を指摘し、FPÖこそが「メディアと政治の支配層によって公表された見解に反対して、幅広い国民層の世論を表明している」と主張する。彼は「この国家を背負っている沈黙する多数派は耳を傾けられる権利を持っている」とし、⁽⁶⁴⁾ FPÖをそのためのオーストリア唯一の「救済者」であるとする。⁽⁶⁵⁾

「リンツ綱領」第八章ではまず、「オーストリアの政治システムは、一方では多党制の枠組みにおける民主主義勢力のより自由な競争を、他方では諸政党と利益団体の影響力低下を必要とする」(第一条)とされ、FPÖはプロポルツ体制と社会パートナーシップ (Sozialpartnerschaft) を批判するとともに、直接民主主義の強化を求めている。

オーストリアでは、SPÖとÖVPという二大政党と大きな利益団体の指導者層は重複しており、「協調民主主義」という形での大利益団体の権力参加が保証されていた。そして大利益団体の幹部は経済政策と社会政策において広範な権限を持っており、資本家や労働者、農民の利益代表として活動していた。これらの利益団体や、資本家と労働者がコンセンサスを得ることを目指す社会パートナーシップは、政党や議会制などの中心的政治装置を補完していた。⁽⁶⁶⁾

このようにオーストリアの社会パートナーシップにおける大利益団体と政党の間にはきわめて緊密な関係があり、それがオーストリア民主主義の体制的特徴となっている。具体的には、オーストリア労働組合総同盟 (Österreichischer Gewerkschaftsbund) と労働会議所 (Arbeiterkammer) はSDÖと、農業会議所 (Landwirtschaftskammer) と経済会議所 (Wirtschaftskammer) はÖVPと密接に結びつき、政府の政策形成に強い影響力を保持していた。⁽⁶⁷⁾

SPÖとÖVP、両党を支持する利益団体によって支配されたこれまでのオーストリアの政治構造は、多くの人々にとっては労働者と資本家の利害対立と妥協のシステムとしてイメージされていた。そして、労使紛争の際のオーストリアにおける政治的動員と組織化は税収と国家支出に関する議論に収斂し、両政治陣営はその都度合意に達し、問題を解決してきたのであった。⁽⁶⁸⁾

社会パートナーシップでは、大利益団体が政策立案や合意形成、政策実行について強力に関与することが制度化されており、それら団体が経済全体に影響を及ぼし、個々の利益団体の利益を守ることが可能となっている。⁽⁶⁹⁾ そのため「リンツ綱領」は、メディアや公企業、私企業への政党の影響力を低下させることを主張し、職能身分的団体は「その団体本来の任務」に限定した活動を行うべきであると訴えるのである(第八章第一条(5))。そして綱領第一〇章においても、「社会的責任を伴った自由な競争である」公正な市場経済においては、「政党政治のすべての経済分野への支配」は排除されなければならないと主張される(第三条⁽⁷⁰⁾)。

さらに、こうした二大政党の影響力排除に関する要求は、政治的な側面へも向けられている。FPÖにとって連邦政府の閣僚は、「任命されるのではなく、国民議会議員の提案を通じて比例代表の原則に従って選出」されなければならないのである(第八章第五条(2))。

一方、現行憲法下でのオーストリアにおける直接民主主義の手段としては、「国民投票」(Volksabstimmung)、「国民意向投票」(Volksbefragung)、「国民請願」(Volksbegehren)の三つが存在する。

「国民投票」は、連邦憲法の全面的改定(連邦憲法第四四条)や連邦大統領罷免(同第六〇条)の際に行われる。⁽⁷¹⁾ 「国民意向投票」は一九八九年に導入され、法制化を必要とするような全オーストリア的意味を持つ事柄に関して、国民議会の決議で国民の意向が問われる。そして「国民請願」は、国民グループによる法律制定の発議であり、そのため

には法律案と公的に認証された一万人数の署名が必要である。「国民請願」は、少なくとも一〇万人の有権者の署名もしくは三つの州でそれぞれの有権者の半数の署名によって成立する。しかし現実には、多くの場合、「国民請願」は市民グループではなく、自らの政策を国民に広める上での追加的手段として野党によって発議されていた（一九九三年のFPÖによる「オーストリアを第一に」など）⁽⁷²⁾。

FPÖにとって国民投票や国民請願を行う目的は、直接的に国民世論を政治に反映させることによる議会や行政の行動の修正ではなかった。むしろそれらは、次回選挙へ向けて国民を動員するための準備と位置づけられ、権力獲得を目指した訓練の道具と考えられている⁽⁷³⁾。

「リンツ綱領」では、これら既存の諸制度に加えて、さらなる直接民主主義が要求されている。FPÖにとって議会議制は、「直接民主主義の装置の強化」によって補われなければならない。連邦と州の立法領域への住民投票による決定過程参加の確保が主張されている（第八章第四条(1)）。さらに、FPÖの求める「新しい自由共和国は、最高国家机关への直接選挙の原則に由来」しなければならず（第五条）、連邦大統領のみならず、州首相や市長も直接選挙で選出されるべきであるとされる（第五条(1)）。FPÖによれば、こうした「国民主権の強化は民族の自由を国際的投機家やコンツェルンさらに国家的、半国家的国際機関による翻弄から守る」（第一章第二条(5)）ことになるのである。

これらFPÖの一連の要求には、国民の現状への不満を吸収する目的があることは間違いない。しかしそれとともに、オーストリアの利益配分システムから自らの党が排除されている状況に対する強い批判であるともとらえられよう。こうした要求を主張することを通じて、FPÖは国民に対して、自らが「刷新の党」であるというイメージを強調しようとしている。

3. 国家 (ナショナリズム、超国家主義)

(1) 国家観

極右主義者は「法と秩序」を重視した、権威主義的な強い国家を求めている。彼らは国家に対して、必要であれば民族共同体に強制的な調和を求め、個別の利益を許容せず、犯罪者のような国内の「敵」に対して極めて厳しい措置をとる権利を認めようとする。⁽⁷⁴⁾さらに極右政党の党内も権威主義的な構造となっており、FPÖの党内構造もハイダーを頂点として権威主義的である。「リンツ綱領」第九章「法と秩序」では、「法秩序を断固として貫徹」(第一条)することが求められている。この要求は外国人に対する国民の不安と密接に関連づけられ、警察の効率化と安全のための予防措置が必要とされるときにも、そこには国民の不安感を自らの政治操作のための道具にしようとするFPÖの意図が強く示されている。⁽⁷⁵⁾綱領によれば、「違法な移住の流れやその手引き」は「効果的な国境警備隊の配置によって対処されるべき」であり、違法な移住は犯罪の流入と関連づけられ、「効果的な国境警備隊の配置は犯罪防止にも寄与する」(第二条(4))とされる。

それとともにFPÖは強い国家を求め、代表制民主主義の価値引き下げと国民投票や大統領の権限強化を要求している。その関連で彼らは、治安機関の統合と強化を伴う独裁を指向している。⁽⁷⁶⁾そのため綱領では、国家は法秩序貫徹のための権力の独占的で排他的な担い手であるとされる(第一条)。FPÖにとって国家は強力でなければならず、外国からの「侵入」に対して防衛されるべき存在なのである。

そうした国家においては、司法に対する政党の影響力低下が求められ、裁判が国民にとって身近なものになることが要求されている(第二条)。これらの要求が現状の二大政党による支配に対する不満の表明であることは疑いえない。しかしそれに加えて、自らに対しての批判に法的措置で対抗するハイダーとFPÖが、司法を道具として容易に利用

できるようになることを目指して展開した主張であるとも判断できよう。

(2) オーストリア愛国主義

社会における外国人統合の程度は、社会の寛容度と多元主義の浸透度合を計る上での決定的に重要である。外国人をどのように取り扱っているかということは、社会が反ユダヤ主義の歴史的悲劇からどのように学習しているかを示すことであり、外国人敵対性も反ユダヤ主義と同様に拒否されなければならない。⁽⁷⁷⁾しかしF.P.Öは一九九三年の「外国人制限国民請願」において、情緒的な外国人敵対的雰囲気⁽⁷⁸⁾を国内で高め、それを政治的に利用しようとした。

「リンツ綱領」は第三章「オーストリアを第一に！」において、オーストリア愛国主義を強く打ち出している。綱領はオーストリア人の独自性と一体性を強調し（第一条、第二条、第三条）、歴史的・文化的遺産に結びつけられた愛国主義を通して、「オーストリアの政治と文化の平板化」、「オーストリアを過小評価する動向」への抵抗を義務づけている（第四条）。

この「オーストリア愛国主義」には民族多元主義が隠されていると考えられる。この民族多元主義においては、諸民族と諸文化のいかなる混合も拒否される。外国人は共同体や社会、経済の行き詰まりのスケープゴートとされ、自らの共同体にはふさわしくない存在として排除される。F.P.Öの民族多元主義の主張においては、すべての民族が先祖伝来の領域においてその生活様式を守らなければならない、いかなる民族も「純粋さ」を維持しなければならないとされる。そして、異民族や異文化との混合や混血、多文化社会は「非人間的」として拒否され、結果として世界的規模でのアパルトヘイトが指向されている。民族多元主義は民族概念を文化概念で覆い隠し、その際には民族の違いのかわりに文化の違いが強調されている。それとともにこの概念には、ナショナルな統合機能である他者、部外者に対

する「我々意識」の創造という役割もある。⁽⁷⁹⁾

こうした「我々意識」は、社会的に弱い立場にある国民によって共有されることになる。例えば、安定的な雇用の場を確保していない国民にとって、低賃金で働くことをいとわない移民の存在は脅威であり、移民の増加をもたらす近代化によって社会的弱者の労働現場での立場は脅かされる。彼らは、「近代化の敗者」として外国人に対して脅威を感じ、「我々」と外国人の違いを強調しようとする。その際社会的弱者は、自らが国民として政治システムに統合されていることを前提として、政治システムに統合されていない外国人に対する優位性を意識し、自らの国民としてのステータスを守ろうとする。国家の人工性を考慮すれば、「外国人」概念は人工的な、あるいは法律的な概念でしかないが、現実には「外国人問題」には、貧富の差あるいは社会的安定性における国内的対立状況の存在という「自国民問題」としての側面が存在している。また、「外国人問題」を論じる場合には、どのネーションに自らのアイデンティティを結びつけているかという視点も必要である。第二次世界大戦が終結した一九四五年までは、オーストリアではドイツナショナリズムに基づく歴史観と自己認識が支配的であった。しかしナチ党支配から解放され、ドイツとの合邦を禁止された戦後においては、ドイツナショナリズムから国民の帰属意識が離脱したこと、あるいは国民の多数がネーションとしてのオーストリアにアイデンティティを感じていることが極めて重要であった。したがってオーストリアでは、この国民形成(Nationswerdung)の本質は、誰が外国人であるかという外国人の枠付けの問題とも表裏一体の関係にあったと言える。⁽⁸⁰⁾

このように戦後の「オーストリア国民意識」の形成には、ナチス・ドイツやドイツナショナリズムへの拒否的態度の拡大が大きな役割を果たしてきた。よって第二共和国では、ナチズムの否定に基づく「民主主義という普遍的価値と諸国民の友好(永世中立主義)」が、国民のアイデンティティとして強調された。⁽⁸¹⁾戦後オーストリアがこうした「政

治的意思」を保持していることこそが、「オーストリア国民意識を結晶させる核となっている」のであった。⁽⁸²⁾

その際、戦後のオーストリアの政治的エリートは、ドイツ文化圏あるいはドイツ民族共同体への所属性に対するアンチテーゼとして独自のオーストリア国民意識を醸成させてきた。「オーストリアがオーストリア人にとって受け入れられること」は、彼らにとって戦後の政治的な原点であり、オーストリア国民意識と民主主義が「外部から、ないしは上から」もたらされたものであったとする指摘も重要である。⁽⁸³⁾

一方「リンツ綱領」は、ナシヨナリズムに強く依拠した「故郷への権利」(第四章)を主張している。綱領によれば、オーストリアとその諸州は歴史的に定住している民族集団と彼らによって特徴づけられた文化として理解されなければならない。「オーストリア人の圧倒的多数がドイツ民族に属することは、法体系によって論理的に前提条件とされる」のであった(第一条)⁽⁸⁴⁾。また、FPÖにとって「言語は文化表現の最も重要な担い手」であり、民族的なものである「言語は特に保護されなければならない」とされた(第一五章第二条)。さらに、「それぞれの母語によって定められた文化共同体へのオーストリア人の所属」が強調され、「その母語はオーストリア人の圧倒的多数にとってドイツ語である」と主張される(同)。オーストリア人の多数が国語としてのドイツ語を話していることから、FPÖは「オーストリア人のドイツ文化共同体への所属」を当然のものとしているのである(同(1))。ここにおいて、ドイツ語を母語とするオーストリア人は、暗黙のうちにドイツ民族に分類されている。⁽⁸⁵⁾ そのため綱領においては、「ドイツ語の保護と拡大、とりわけ国際組織における公用語、現存する経済的・学術的言語としてのドイツ語の使用は、特に他のドイツ語圏の諸国家との共同作業を通して促進されなければならない」(第七章第一条(3))とされる。

そして「リンツ綱領」は、ヨーロッパには多くの民族が存在しているという前提に立って、民族的少数派の保護を主張している。そしてオーストリアに、かつてのオーストリア・ハンガリー帝国領で「存続を脅かされている」ドイ

ツ系少数派に対する保護義務を課している(第六章第四条(3)、第七章第五条(2))。さらに南チロルに関して綱領は、「南チロル人の自決権実現まで、南チロルのドイツ人とラディン人の民族集団の存続や国際的に守られた法的地位を、とりうる平和的な手段をすべて使って確保することはオーストリアの歴史的使命」であって、「南チロル人がその自決権を行使して、南チロル州がイタリアに残ることに反対する場合には、オーストリア共和国への加入の可能性は彼らに留保されている」としている(第七章第四条(3))。「リンツ綱領」は、民族的少数派に対する保護を求めることで自らのドイツ系少数派に対する保護要求を正当化しようとしているが、その綱領的表現から判断しても、FPÖにおけるドイツナショナリズムの伝統がその本質において変化しているとは言いがたい。

さらに第四章では、「オーストリアはその地形、人口密度、限りある資源に基づいて移民国ではなく」、「無制限で制御されない移住」、「多文化の試み」は拒否されなければならないと主張された(第四章第四条)。そして綱領は、キリスト教を「ヨーロッパの基盤」(第五章)とし、「西洋の精神的基礎の保護には価値を守るキリスト教が必要である」(第二条)と主張している。FPÖにとって「ヨーロッパは地理的概念以上のもの」であって、「ヨーロッパはキリスト教的・西洋的価値共同体に基づいている」(第六章第一条)のであった。このキリスト教を中心とする立場は、異文化排除の側面も有している。綱領は西洋の価値を脅かすものの一つとして「拡大するイスラム過激派の原理主義とそのヨーロッパへの浸透」を挙げ(第五章第二条(2))、反イスラム的態度と外国人敵対性をキリスト教文化に基づいて宗教的に根拠づけようと試みている。⁽⁸⁶⁾

(3) EU統合問題

外国人問題と同様に、進行するヨーロッパ統合はオーストリア人の不安を煽るテーマであり、FPÖへの支持拡大

のための政治的な道具として利用されている。彼らによれば、EUへの主権の分割はオーストリアに不利益をもたらすのであった。⁽⁸⁷⁾そのため「リンツ綱領」第六章では、ヨーロッパ諸民族の多様性とアイデンティティの保持が掲げられ、「EUはヨーロッパ連邦国家ではなく、国家連合として発展しなければならない」(第二条(3))としてヨーロッパ統合のさらなる深化への反対が表明されている。FPÖは、「ヨーロッパ概念は地理的意味にも、ヨーロッパ連合が意味するような超国家的組織にも還元されえない。ヨーロッパは諸民族や民族集団の多様性、諸宗教と諸国家、歴史的に強まった価値共同体を基礎とする国家の連合体である」と主張した(第一条(1))。したがってヨーロッパは、「ヨーロッパ連合によつては一部のみが表現される」のであり、その多様性は「現在の均等化と平等化優先の傾向から守られなければならない」のであった(第二条(2))。そのためFPÖにおいては、文化的に統一されたヨーロッパはオーストリアにとつての脅威として描かれる。⁽⁸⁸⁾

そして綱領によれば、「歴史的に自然な国家の統一性や構造、該当する国民の自決権を無視しての作為的な地域の創設」は拒否されなければならないことがらである(第三条(3))。彼らは、様々な民族がヨーロッパに混在する「多民族で多文化のヨーロッパ」概念に対して、諸民族の混合を拒否する民族多元主義概念を対置する。したがってFPÖにとつて、EUとして統合を進めるヨーロッパは明らかに敵視すべき対象である。⁽⁸⁹⁾この民族多元主義概念の下で、FPÖは多様な「文化的アイデンティティ」をヨーロッパの基本秩序とするよう求めており、それは表面的には文化的な差異の強調であるが、しかしその実体は、この文化的差異を利用した人種主義的な異民族排除の主張であった。⁽⁹⁰⁾

FPÖのこうしたEU統合反対の立場もまた、国民の不安と不満を支持拡大に動員しようとする側面を有しており、とりわけEU統合によつて不利益を被ると考えていた小規模農家のような階層に対するアピールでもあった。⁽⁹¹⁾

また、EU統合に関わるFPÖの態度は、その国家観とも大きく関連している。EU統合の進展とその拡大は、域

内の人の移動をよりいっそう活発にする。それはF.P.Öにとっては、国内に、特に経済的に貧しい東欧諸国から外国人が多く「流入」することを意味し、民族多元主義の立場からは容認できないものであった。そのためこのEU統合問題への批判的立場は、強い国家の要求やオーストリア愛国主義の主張とも密接な関連があると言える。

このようにF.P.Öは、歴代の綱領においても現行綱領においても、強調点に差異はあるものの、極右主義的特性を明確に示していた。しかしながらこの特性に基づく主張は、ハイダー指導下においてさらに明確にされ、強烈な表現で提起されたのであった。こうしたF.P.Öの極右主義的性格は、次節で党の政党的特色、とりわけハイダーを中心とする思想や政治スタイルを検討することによって、より一層明らかになると考えられる。

注

- (1) Erich Reiter, Programm und Programmentwicklung der FPÖ. Wien, 1982. S.28.
- (2) Max Preglau, Rechtsextrem oder postmodern? Über Rhetorik, Programmatik, Interaktionsformen und ein Jahr Regierungspolitik der (Haider-)FPÖ. in: SWS-Rundschau (41.Jg.) Heft 2/2001. S.196.
- (3) F.P.Öの立場から見た同党の綱領の歴史について、Programmentwicklung der Freiheitlichen Österreichs 1882-1999参照。
- (4) Adam Wandruszka, Österreichs politische Struktur. Die Entwicklung der Parteien und politischen Bewegungen. in: Heinrich Benedikt (Hg.), Geschichte der Republik Österreich. Wien, 1954. S.289-485.
- (5) Wilhelm F. Kroupa, Der freiheitliche Beitrag zur Geschichte Österreichs. in: Zeitung des Freiheitlichen Bildungswerkes Folge4/1984. S.25-26.プロポルツは、戦後の連立政権を維持するための方策として導入された、オーストリア第二共和国の政治的安定性を基礎づける重要な制度である。この制度の下で、連邦政府や議会の委員会などの公的な部門にとどまらず、国有企業や放送局、学校など社会の様々な領域の主要ポストが国民議会選挙の得票率に従ってS.P.ÖとÖ.V.P.に比例配分された。そしてこのプロポルツに基づいて、Ö.V.P.とS.P.Öは社会全体に大きな影響を行使することができた。
- (6) FPÖ, Die Rolle der FPÖ in Österreichs Politik.なお、V.d.U.は一九四九年の国民議会選挙では得票率一一・七％で一六議席を獲

- 得し、一九五三年選挙では得票率一〇・九％で一四議席を獲得した。Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch 2004. Wien, 2004.
- (7) Brigitte Bailer, Wolfgang Neugebauer, Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuauflage. Wien, 1996. S.358.
- (8) Kurt Richard Luther, Die Freiheitlichen (F). in: Herbert Dachs u. a. (Hg.), Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik. Wien, 1997. S.294-295.
- (9) 以下の記述は、特別の注釈を入れない限りLuther, a.a.O. S.295-297に依拠している。
- (10) Richtlinien freiheitlicher Politik in Österreich. Erläuterungen zum Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs (FPÖ). Wien, 1963.
- (11) Reiter, a.a.O. S.69-70.
- (12) Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs (FPÖ). Graz, 1957.
- (13) Richtlinien freiheitlicher Politik in Österreich. S.1.
- (14) Ebd. S.5.
- (15) Ebd. S.2.
- (16) Ebd. S.4.
- (17) Salzburger Bekenntnis der Freiheitlichen Partei Österreichs. in: Reiter, a.a.O. S.276-279.
- (18) Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs ("Bad Ischler Programm"), 1968. in: Albert Kaden, Anton Pelinka, Die Grundsatzprogramme der österreichischen Parteien. Dokumentation und Analyse. St. Pölten, 1979. S.212-216.
- (19) Reiter, a.a.O. S.70-71. 「吾輩」は「われわれ」Ebd.Oはヨーロッパに対して以下のような立場をとっている。「国家のための思考とヨーロッパのための思考をともに進めるためにオーストリア自由党は、その強力な多様性 (kraftvolle Vielfalt) に基づいてそこに住む諸民族の安住の地となったヨーロッパを保障することが大切であると考えている。我々はヨーロッパ経済共同体 (EWG) にそのための最も効果的な糸口があると考えており、したがって経済的な観点からのみでEWGへのオーストリアの加盟に賛成しているわけではない。」
- 3°」 Salzburger Bekenntnis der Freiheitlichen Partei Österreichs. in: Reiter, a.a.O. S.279.
- (20) Ebd. S.276.

- (21) Ebd. S.278.
- (22) Ebd. S.277.
- (23) Ebd. S.278.
- (24) Bad Ischler Programm. in: Kaden, Pelinka, a.a.O. S.212.
- (25) Ebd. S.212.
- (26) Ebd. S.214.
- (27) Ebd. S.216.
- (28) Luther, a.a.O. S.295.
- (29) Freiheitliche Manifest zur Gesellschaftspolitik. Wien, 1973.この宣言は八つの章によって構成され、それ以前の綱領とは異なっており、六ページのわたって各項目に詳細な説明が加えられている。
- (30) Reiter, a.a.O. S.73.
- (31) Erich Reiter, Zur Entwicklung der FPÖ vor und nach der EU-Volksabstimmung. in: Andreas Khol, Günther Ofner und Alfred Stirmann (Hg.), Österreichisches Jahrbuch für Politik 1994. Wien, 1995. S.428-429.
- (32) Freiheitliche Manifest zur Gesellschaftspolitik. S.13.
- (33) Kaden, Pelinka, a.a.O. S.49.
- (34) Freiheitliche Manifest zur Gesellschaftspolitik. S.11.
- (35) Ebd. S.12.
- (36) Ebd. S.44.
- (37) Ebd. S.15-16.
- (38) Reiter, a.a.O. S.429-430.
- (39) 「ザルツブルク綱領」は、第一部において綱領の基礎的内容について述べている。さらに第二部は一二の章に分けられ、「生活領域」に関して「社会的政策の自由主義的宣言」以上に詳細に記述されている。Das Parteiprogramm der FPÖ 1985, beschlossen am Programmparteitag 1. und 2. Juni 1985 in Salzburg. in: Zeitung des Freiheitlichen Bildungswerkes Folge4/1985.
- (40) Ebd. S.19.

(41) この点に関してFPÖは、市場経済を人間と社会にとって最良の経済体制としつつも、例えば次のように述べていた。「しかし我々は市場経済を、自然の法則に従った身を任せられうる装置と見なしているのではなく、経済政策によって意識的に形成され、保護されなければならない一定の規制を伴った社会システムであると判断している。リベラルな市場という基本思想はよく誤解され、純粋な自由放任と考えられている。それに対して我々は、抑制されることのない経済的自由によって社会的弱者の置かれた状況が無視され、あるいは全体の福祉が傷つけられるような搾取(Ausbeutung)がもたらされる場合には、そうした自由は受け入れがたいという信念を強く持っている。」Ebd. S.87.

(42) Ebd. S.25.

(43) Hans-Henning Scharlach, Kurt Kuch, Haider. Schatten über Europa. Köln, 2000. S.163.

(44) Das Parteiprogramm der FPÖ 1985. S.15.

(45) Scharlach, Kuch, a.a.O. S.281.

(46) Das Parteiprogramm der FPÖ 1985. S.44.

(47) Franz Heschl, Drinnen oder Draussen? Die öffentliche österreichische EU-Beitritts Debatte vor der Volksabstimmung 1994. Wien, 2002. S.47.

(48) Das Parteiprogramm der FPÖ 1985. S.13.

(49) Brigitte Baier, FPÖ, F-Bewegung und Neue Rechte. in: Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft 1995/3. Wien, 1995. S.268.

(50) Das Parteiprogramm der FPÖ 1985. S.13-14.

(51) 一九九四年のこのテーゼは、「1. そのようには前進できない」、「2. FPÖは社会変革勢力である」、「3. 我々の基本価値」そして「4. テーゼ」から成り、「3. 我々の基本価値」では「自由」、「公正」、「故郷」、「民主主義」についてFPÖの考えが述べられ、「4. テーゼ」では「オーストリアは移民受入国ではない」、「諸民族の自由を通じてのヨーロッパ統一」、「我々の文化的アイデンティティの保護」などの個別の項目に従った要求がなされている。Freiheitliche Thesen. Zur politische Erneuerung Österreichs (1994). (52) 「オーストリアを第一に」の12の要求」では以下の項目が要求されている。1. 憲法の規定。オーストリアは移民受け入れ国家ではない。2. 不法滞在外国人問題の十分な解決、住宅難の解決や失業率が5%に低下するまでの移民受け入れ停止。3. 職場での外国人労働者の証明書携帯義務。その際この証明書によって就業許可と疾病保険申告が有効となる。4. 警察(警察の外国人課、刑事

警察)の増強や不法滞在外国人のリストアップと、犯罪、とくに組織犯罪の効果的な克服のための警察の賃金と装備の改善。5.連邦軍の代わりとなる常設の国境警備隊(税関、警官隊)の即時創設。6.義務教育学校と職業学校のクラスにおける外国語を母国語とする生徒の割合を最高三〇%に制限することによる学校の状況の緊張緩和、外国語を話す児童が三〇%を超える場合には外国人公式クラス(Ausländer-Regelklasse)の設置。7.十分なドイツ語に対する知識がある場合のみ公式授業(Regelunterricht)へ参加することによる学校の状況の緊張緩和(準備クラス)。8.オーストリアにおける選挙全体において、外国人に選挙権を与えない。9.オーストリア国籍を期日より早く付与しない。10.(例えば外国人団体や外国人クラブにおけるような)非合法の営業行為や社会福祉事業の乱用に対する厳格な措置。11.外国人犯罪者の即時追放と滞在禁止。12.移民の流れを阻止するための東ヨーロッパ財団の設立。Scharsach, Kuch, a.a.O. S.82-85.

(53) オーストリア内務省ホームページ<http://www.bmi.gv.at/web/>参照。

(54) Scharsach, Kuch, a.a.O. S.85.一九九四年選挙での各党の得票率は、一九九〇年選挙と比較してSPÖで七・九ポイント、ÖVPで四・四ポイント減少した。それに対して、FPÖ以外に緑の党が二・五ポイント増加させた。また、この年から国民議会選挙に参加したLIFは六%を獲得した。Statistik Austria, a.a.O.

(55) FPÖ, Österreich zuerst.

(56) SPÖの政治家であったフランツ・レシュナック(Franz Löschnak)は一九八九年から九五年まで内務大臣を務めた。<http://www.aeio.at/>参照。

(57) Heschl, a.a.O. S.46-48, S.56-61.

(58) FPÖのホームページ<http://www.fpoe.at/>参照。綱領の内容については、東原正明「翻訳・紹介 オーストリア自由党綱領」(北海学園大学大学院『法学研究科論集』第二号 二〇〇一年)参照。

(59) Aula, 5/1997. S.29.

(60) Brigitte Bailer-Galanda, Wolfgang Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. Berlin, 1997. S.61-62.

(61) Scharsach, Kuch, a.a.O. S.137.

(62) Profil, Nr31/1999, S.29.

(63) Scharsach, Kuch, a.a.O. S.135.

(64) Jörg Haider, Die Freiheit, die ich meine. Frankfurt am Main, 1993. S.53.

- (65) Bailer-Galanda, Neugebauer, a.a.O. S.58-60.
- (66) Anton Pelinka, Manfred Welan, Austria Revisited. Demokratie und Verfassung in Österreich. Wien, 2000. S.37-40.
- (67) エマヘンリヒ・ターロシュ「コーポラティズム・オーストリア・モデル」(フォルクマール・ラウバー編(須藤博忠訳)『現代オーストリアの政治』信山社 一九九七年第四章収録) 一二六―一二七頁。
- (68) Peter Rosner, Soziale und wirtschaftliche Ursachen der politischen Veränderungen. in: Forum Politische Bildung (Hg.), Zum politischen System Österreich. Zwischen Modernisierung und Konservatismus. Wien, 2000. S.24.
- (69) ターロシュ前掲書一三三頁。
- (70) 一九九四年にまとめられた「オーストリアの政治刷新のための自由主義的テーゼ」においても、FPÖは「諸会議所のような団体による統合の強制や「社会パートナー」によって行われる議会外の立法過程はもはや存在してはならない」と主張していた。Freiheitliche Thesen. Zur politischen Erneuerung Österreichs (1994).
- (71) オーストリア連邦憲法第四四条第三項「連邦憲法のあらゆる全面的改定、そして国民議会議員あるいは連邦参議院議員の三分の二が求める部分的変更は、第四二条に従った手続き後に、しかしながら連邦大統領による登録(Beurkundung)前に、全国民による投票が課せられなければならない」。第六〇条第六項「連邦大統領は、職務期間満了前には国民投票によって罷免される」。http://www.idv.uni-linz.ac.at/b-vg/b-vg-inh.htm/参照。
- (72) Wolfgang C. Müller, Regierungssystem. in: Herbert Dachs u. a. (Hg.), a.a.O. S.75-76、ターロシュ前掲書一三三頁。
- (73) Gerfried Sperl, Die umgefärbte Republik. Anmerkungen zu Österreich. Wien, 2003. S.56-57.
- (74) Brigitte Bailer, a.a.O. S.266.
- (75) Bailer-Galanda, Neugebauer, a.a.O. S.60.
- (76) Ebd. S.167-168.
- (77) David F. J. Campbell, Zur Demokratiequalität von politischem Wechsel, Wettbewerb und politischem System in Österreich. in: David F. J. Campbell, Christian Schaller (Hg.), Demokratiequalität in Österreich. Zustand und Entwicklungsperspektiven. Opladen, 2002. S.32.
- (78) Bailer, Neugebauer, a.a.O. S.373.
- (79) Bailer-Galanda, Neugebauer, a.a.O. S.67, S.87-88.

- (80) Anton Pelinka, Die rechte Versuchung. SPÖ, ÖVP und die Folgen eines falschen Tabus. in: Hans-Henning Scharlach (Hg.), Haider. Österreich und die rechte Versuchung. Reinbek bei Hamburg, 2000. S.59-61.
- (81) 村松恵二「オーストリア国民意識の形成過程——ナショナルな価値と普遍的価値——」(日本政治学会編『年報政治学一九九四 ナショナルリズムの現在 戦後日本の政治』 岩波書店 一九九四年収録) 三二—三三頁。
- (82) 前掲書三五頁。
- (83) Siegfried Rosenberger, Erosionen und Transformationen. Politische Trends seit den 80er Jahren. in: Forum Politische Bildung (Hg.), a.a.O. S.11.
- (84) 「リッツ綱領」には、オーストリアに歴史的に定住する民族集団として具体的に、ドイツ人、クロアチア人、ロマン人、スロヴァキア人、スロヴェニア人、チェコ人そしてハンガリー人が挙げられている。
- (85) Bailer-Galanda, Neugebauer, a.a.O. S.57.
- (86) Ebd. S.48.
- (87) Ebd. S.95-96.
- (88) Ebd. S.192.
- (89) Scharlach, Kuch, a.a.O. S.282.
- (90) Brigitte Bailer, a.a.O. S.270.
- (91) 村松恵二「オーストリアの新右翼——「合意民主主義」の危機とオーストリア自由党の躍進」(山口定、高橋進編『ヨーロッパ新右翼』朝日選書 一九九八年 第四章収録) 二二〇—二二二頁。